

## 第 1 問

### (事案)

甲（35歳、男性）は、A市内のアパートにおいて、長男X（12歳）と2人で暮らしていたところ、Xが甲に逆らう素振りを見せるときは、Xの顔にタバコの火を押し付けたり、ドライバーで顔をこすったりしてXを意のままに従わせていた。

甲は、自宅において、Xに対して、「今晚、ステーキ肉が食べたいな。B店の精肉コーナーから、ステーキ用の牛肉を2パックとってこい。」と言った。Xは、甲の言うことを聞かなければまた甲から暴力を受けるのではないかと思い、甲の言うとおりにしようと思い、「分かった。」と返答し、商品を隠し入れるためのエコバッグを甲から受け取った。

Xは、自宅を出て、上記エコバッグを持ってB店に入り、精肉コーナーにおいて、1パック3000円のステーキ用牛肉を見付け、2パックを手に取り、誰にも見られていないことを確認した上で同エコバッグに入れ、そのまま店を出て、帰宅後、牛肉2パックが入った上記エコバッグを甲に渡した。

甲は、これを受け取り、同日以降、甲だけでこれらの牛肉を全て食べた。

### (設問)

甲の罪責について、論じなさい（建造物侵入罪及び特別法違反の点は除く。）。



## 第 2 問

(事案)

1 V (78歳)は、数年前から自力で食事や排せつを行うことができない、いわゆる寝たきりの要介護状態にあり、自宅で、妻甲(68歳)の介護を受けていたが、風邪をこじらせて肺炎となり、A病院の一般病棟の個室に入院して主治医Bの治療を受け、容体は快方に向かっていた。

A病院に勤務し、Vを担当する看護師乙は、Vの容体が快方に向かっているからは、Bの指示により、2時間ないし3時間に1回程度の割合でVの病室を巡回し、検温をするほか、容体の確認、投薬や食事・排せつの世話などをしていた。

一方、甲は、Vが入院した時から、連日、Vの病室を訪れ、数時間にわたってVの身の回りの世話をしていた。このため、乙は、Vの病状に何か異状があれば甲が気付いて看護師等に知らせるだろうと考え、甲がVの病室に来ている間の巡回を控えめにしていた。その際、乙は、甲に対し、「何か異状があったら、すぐに教えてください。」と依頼しており、甲も、その旨了承し、「私がいる間はゆっくりしててください。」などと乙に話し、実際に、甲は、病室を訪れている間、Vの検温、食事・排せつの世話などをしていた。

2 Vは、「D薬」に対する強いアレルギー体質で、D薬による急性のアレルギー反応でショック死する危険があったところ、A病院側のミスにより、午後1時ころ、Vに対して「D薬」が点滴の方法により投薬された。

3 午後1時35分ころ、甲が来院し、Vの病室に行く前に看護師詰所(ナースステーション)に立ち寄ったので、乙は、甲に、「Vさんが発熱したので、午後1時ころから、解熱消炎剤の点滴を始めました。そのうち熱は下がるとは思います。何かあったら声を掛けてください。私も30分おきに病室に顔を出します。」などと言い、甲は、「分かりました。」と答えてVの病室に行った。

甲は、Vが眠っていたため病室を片付けるなどしていたところ、午後1時50分ころ、Vが呼吸の際ゼイゼイと音を立てて息苦しそうにし、顔や手足に赤い発疹が出ていたので、慌ててVに声を掛けて体を揺すったが、明りょうな返事はなかった。

甲は、数年前に、Vが「D薬」に対するアレルギー反応を起こし、医師の救命措置によりVが一命を取り留めたという経緯を直接見ていた経験から、Vが再び薬によるアレルギー反応を起こして呼吸困難等に陥っていることが分かり、放置すると手

遅れになるおそれがあると思った。

しかし、甲は、このままVが死亡すれば、先の見えない介護生活から解放されるのではないかと思い、現時点のVの症状ならば、速やかに救命処置が開始されればVはまだ助かるだろうと思いながらも、事態を事の成り行きに任せ、Vの生死を、医師等の医療従事者の手にではなく、運命にゆだねることに決め、その結果がどうなろうとその運命に従うことにした。

4. 午後1時55分ころ、甲は、乙をVの病室に入らせないために、検温もしていないのに、検温表に午後1時50分の検温結果として38度5分と記入した上、更に容体が悪化しているVを病室に残して看護師詰所に行き、乙に検温表を示しながら、「体を拭いたら気持ち良さそうに眠りました。しばらくそっとしておいてもらえませんか。熱は下がり始めているようです。何かあればすぐにお知らせしますから。」と嘘を言ってVの病室に戻った。その後、甲は帰宅した。
5. 乙は、他の患者の看護に追われて多忙であった上、甲の話と検温表の記載から、Vの容体に異状はなく、熱も下がり始めて容体が安定してきたものと信じ込み、甲が付き添っているのだから眠っているVの様子をわざわざ見に行く必要はなく、午後2時30分ころに予定していた巡回は行わずに午後3時ころVの容体を確認すれば足りると判断した。
6. 午後3時ころ、Vの病室に入った乙が、意識がなく呼吸が停止しているVを発見し、直ちに、Bらによる救命措置が講じられたが、午後3時50分にVの死亡が確認された。

Vの死因は、肺炎によるものではなく、D薬を投与されたことに基づく急性アレルギー反応による呼吸困難を伴うショック死であった。

また、遅くとも午後2時20分までに、医師、看護師等がVの異変に気付けば、当時のA病院の態勢では直ちに医師等による救命処置が開始可能であって、それによりVは救命されたものと認められたが、Vの異変に気付くのが、それより後になると、Vが救命されたかどうかは明らかでなく、午後2時50分を過ぎると、Vが救命される可能性はほとんどなかったものと認められた。

さらに、本件において、Vに施された救命処置は適切であった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

### 第 3 問

(事案)

甲は、Vに暴行を加えるつもりで、Vに対して布団で鼻口部を圧迫するなどしたところ、Vには重篤な心臓疾患があったため、甲の暴行がそれ自体では人を死亡させる危険を有しないものであったにもかかわらず、Vが死亡した。Vに重篤な心臓疾患があることについては、一般人は認識できず、甲もこれを知らなかった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。



#### 第 4 問

(事案)

甲は、ある日の午後 8 時頃から午後 9 時までの間、V の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、V の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人を放置してその場から立ち去った。

その後、V は、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されたことにより、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期が早められ、死亡した。

なお、甲には V を死亡させることについての認識がなかったものとする。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (特別法違反の点は除く。)



## 第 5 問

(事案)

甲は、深夜、Vに対し、公園において、約1時間にわたり間断なく極めて激しい暴行を加え続けた。

Vは、隙を見て上記公園から逃走したが、甲に対し極度の恐怖感を抱き、逃走開始から約10分後、甲による追跡から逃れるため、上記公園から約800メートル離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過されて死亡した。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)



## 第 6 問

(事案)

甲は、Aを殺害するつもりで拳銃を発砲したところ、予想外にも、弾丸がAだけでなく付近にいたBにも命中し、Aが負傷し、Bが死亡した。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。



## 第 7 問

(事案)

甲は、深夜に、路上に横たわっている V の死体を見て、V が死亡していることに気が付かないまま、かねてより V に対して恨みを持っていたことからチャンスだと考え、V を殺害しようと思い、自動車で V の死体を運んだ上で山中に埋めた。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (特別法違反の点は除く。)



## 第 8 問

(事案)

甲は、公園のベンチに置かれている V 所有の携帯電話を見て、誰かが置き忘れて当分時間が経っていると思い、誰かに売って換金するつもりで、上記携帯電話を自宅に持ち帰った。

なお、甲が V の携帯電話を持ち帰ろうとした時点では、V が携帯電話を置き忘れてから 1 分前後しか経過しておらず、未だ携帯電話について V の占有が認められていたものとする。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (特別法違反の点は除く。)



## 第 9 問

(事案)

1. A病院に入院しているVが39度を超える高熱を出したため、主治医Bは、発熱の原因が必ずしもはっきりしなかったものの、このような場合に通常行われる処置である解熱消炎剤の投与をすることにした。ところが、Vは、一般的な解熱消炎剤の「D薬」に対する強いアレルギー体質で、D薬による急性のアレルギー反応でショック死する危険があったが、Bは、そのことに気が付かず、「D薬」を点滴で投与することにし、その旨の処方せんを作成して看護師甲に手渡し、「Vさんに解熱消炎剤のD薬を点滴してください。」と指示した。

2. Bの指示を受けた甲は、A病院の薬剤部に行き、Bから受け取った前記処方せんを、同部に勤務する薬剤師乙に渡した。

A病院では、医師作成の処方せんに従って薬剤部の薬剤師が薬を準備することとなっていたが、薬の誤投与は、患者の病状や体質によってはその生命を危険にさらしかねないため、薬剤師において、医師の処方箋が患者の病状や体質に適合するかどうかをチェックする態勢が取られており、かかるチェックを必ずした上で薬を医師・看護師らに提供することとされていた。仮に、医師の処方に疑問があれば、薬剤師は、医師に確認した上で薬を提供することになっていた。

ところが、甲から前記処方せんを受け取った乙は、Bの処方に間違いはないものと思い、処方された薬の適否やVのアレルギー体質等の確認も行わずに、D薬を取り出し、それを点滴に必要な点滴容器や注射針などの器具と一緒にVの名前を記載した袋に入れ、前記処方せんの写しとともに甲に渡した。

3. A病院では、看護師が点滴その他の投薬をする場合、薬の誤投与を防ぐため、看護師において、薬が医師の処方どおりであるかを処方せんの写しと対照してチェックし、処方や薬に疑問がある場合には、医師や薬剤師に確認すべきこととなっており、その際、患者のアレルギー体質等については、その生命にかかわることから十分に注意することとされ、甲もA病院の看護師としてこれらの点を熟知していた。

しかし、乙から前記のとおりD薬などを受け取った甲は、乙がこれまで間違いを犯したことがなく、乙の仕事ぶりを信頼していたことから、乙がVの体質等の確認をしなかったことを全く予想していなかったため、Vのアレルギー体質等の確認をすることなく、D薬をVに投与した。

なお、VがD薬に対するアレルギー体質を有することは、Vの入院当初からVの看護記録にも記入されていた。

4. その結果、Vは、D薬に対する急性アレルギー反応による呼吸困難により死亡した。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

## 第 10 問

(事案)

甲と、友人である乙及び丙との間で、甲が運転する自動車を乙が運転し丙が同乗する自動車に故意に追突させ、これを甲の過失により生じた交通事故であるかのように装って、もともと身体障害を有していた丙に保険金の支払請求をさせるという、自動車事故を装った保険金詐欺について計画した。なお、同計画において、乙と丙はある程度の傷害を負うことはやむを得ないとして了承しており、甲もそのことを認識していた。

その後、甲は、上記計画に基づいて、交差点に停車している乙が運転し丙が同乗する自動車に追突したところ、これにより乙が加療 1 か月を要する頸椎捻挫等を負った。なお、偶然にも丙は何らの負傷もしなかった。

(設問)

甲の罪責について、乙に対する傷害罪に絞って論じなさい（共犯の点は除く。）。)



## 第 11 問

(事案)

甲は、友人である V に対し、実際には金銭を支払う意思がないにもかかわらず、「50 万円を支払うから、V を殴って怪我をさせてほしい。」と頼み、V は、お金に困っていたことから、「分かった。」と返事をした。

甲は、V に対して、その顔面や腹部を殴る蹴るなどし、これにより V が顔面と腹部を打撲した。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (特別法違反の点は除く。)



## 第 1 2 問

(事案)

1. 甲は、現在 30 歳の男性であり、乙及び丙とともに、T 株式会社に雇用されて配送課所属のトラック運転手として働いており、会社の独身寮に住んでいる。

乙は、甲の同僚で、甲と同じ寮の 1 階に住んでいる現在 28 歳の男性である。1 年ほど前、甲と乙がつかみ合いの大げんかをしたことがあり、身長 165 センチメートルの甲に比べ、乙は身長 180 センチメートルくらいあり、体力的に甲より勝っていた上に、柔道の経験があったため、甲は乙に組み伏せられた。甲と乙は、これ以外にも、何度かけんかをしたことがある。

丙も、甲と同じ寮の 1 階に住む仕事仲間であり、現在 28 歳の男性で、その身長は約 170 センチメートルで、体力的に甲より勝っている。

2. ある日の午後 6 時ごろから、飲食店で配送課の懇親会があり、懇親会が終わりかけたとき、甲と乙はけんかになり、甲は乙に顔面をこぶしで殴られ、畳の上に身体を押しえ付けられた。この場合は、配送課長の丁が仲裁に入ったことにより、収まった。甲は、丁に「ひと足先に帰宅した方がよい。」と言われたため、懇親会が終わる前に一人で帰った。

3. 甲は、午後 8 時ごろタクシーで帰宅し、その後、寮 2 階の自分の部屋でテレビを見ていたところ、午後 9 時前ごろになって、乙と丙が談笑する声が寮の前の路上から聞こえてきた。甲は、乙の笑い声を耳にして怒りが込み上げ、自室のベランダに飛び出して、路上にいた乙らに対し「さっきは何で殴ったんだ。謝れ。」と怒鳴りつけた。すると、乙は「ふざけるな。謝ってほしければ下に降りて来い。」と怒鳴り返してきた。また、乙と一緒にいた丙も「さっさと降りて来い。」と大声で言い返してきた。

甲は、謝るところか逆に甲をばかにしたような乙と丙の態度を見て、怒りを抑えきれなくなり、寮 1 階まで降りて行き、玄関前の路上に出た。このとき、甲は、乙らは路上で騒いでいるだけで、乙らの方から寮 2 階の甲の部屋に押し掛けてくることはないが、甲が降りて行けば、乙らとけんかになるに違いないと思っていた。しかし、甲は、頭に血が上っていたため、自分を抑えることができなかった。そして、乙らは凶器になるような物を持っている様子ではなかったが、いずれも甲より体力的に勝っていた上、複数いたので、けんかになれば素手ではやられてしまうと思い、部屋に置いてあった長さ約 85 センチメートルの木製バットを持ち、部屋を出た。

4. 甲は、寮の玄関前の路上に降りて行ったが、案の定、乙は「でかい顔するな。」と罵声を浴びせながら、甲の胸ぐらをつかんだ。甲は、バットを左手に持ったまま、右手で乙の胸ぐらをつかみ返したところ、丙は「この野郎。」と言いながら、横から甲の肩をつかんできた。甲は、丙の方に身体を向けたが、背後から乙に羽交い締めをされ、丙に顔面をこぶしで1回殴られた。甲は、乙の腕を振り払ったが、乙に加勢した丙に対し非常に腹が立ったため、右手にバットを持ち換えて、目の前にいた丙の肩付近を目掛けて思い切り振り回した。すると、バットが丙の左腕に当たり、丙は加療約2週間を要する左上腕部打撲の怪我をした。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

### 第 13 問

(事案)

1. 甲(35歳、男)は、繁華街周辺まで車を運転し、車道の左側端に同車を駐車した後、友人との待ち合わせ場所に向かって歩道を歩いていた。

その頃、乙(23歳、男)も、同繁華街で適当な居酒屋を探しながら歩いていたところ、歩道を対向して歩いてきた甲と肩が接触した。

甲は、乙と口論になり、興奮のあまり、乙の顔面を右手の拳で1回殴打し、これにより乙は、加療1か月間を要する顔面打撲の怪我をした。

2. 甲は、周囲に多数の通行人が集まり、騒ぎが大きくなってきたので、この場から逃れようと思い、全速力で走って逃げ出した。

乙は、逆上しており、走りながらズボンの後ろポケットに入れていた折り畳み式ナイフ(刃体の長さ約10センチメートル)を取り出し、ナイフの刃を立てて右手に持った状態で、「待ちやがれ。ぶっ殺してやる。」と怒鳴りながら、甲の5、6メートル後ろを走って追い掛けた。

3. 甲は、約300メートル離れた車道上に止めてあった自分の車の近くまで駆け寄り、車の運転席に乗り込み、運転席ドアの鍵を掛け、エンジンをかけて車を発進させた。なお、甲の車は、四輪駆動の車高が高いタイプのものであった。

甲が車を発進させた場所は、片側3車線のアスファルト舗装された道路であり、甲の車の前方には信号機があり、その手前には赤信号のため車が数台止まっていた。

甲は、前方に車が止まっていたので、低速で車を走行させたところ、乙は、走って同車を追い掛け、運転席側ドアの少し開けられていた窓ガラスの上端部分を左手でつかみ、窓ガラスの開いていた部分から右手に持ったナイフを車内に突っ込み、運転席に座っていた甲の頭部や顔面に向けて何度か突き出しながら、「てめえ、やくざ者なめんな。逃げられると思ってんのか。降りてこい。」などと言って甲を車から降りてこさせようとした。

甲は、信号が変わり前方の車が無くなったことから、しつこく車についてくる乙を何とかして振り切ろうと思い、アクセルを踏んで車の速度を上げた。乙は、車の速度が上がるにつれて全速力で走り出したが、次第に走っても車に追い付かないようになったため、運転席側ドアの窓ガラスの上端部分と同ドアのドアミラーの部分を両手でつかみ、運転席側ドアの下にあるス

テップに両足を乗せて車に飛び乗った。その際、乙は、右手で持っていたナイフを車内の運転席シートとドアの間に落としてしまった。なお、甲の車は、四輪駆動の車高が高いタイプのものであった。甲は、乙がそのような状態にあり、ナイフを車内に落としたことに気付いたものの、乙から逃れるため、「乙が路面に頭などを強く打ち付けられてしまうだろうが、乙を振り落としてしまおう。」と思い、アクセルを更に踏み込んで加速するとともに、ハンドルを左右に急激に切って車を左右に蛇行させ始めた。

乙は、それでも、開いていた運転席側ドア窓ガラスの上端部分を左手でつかみ、右手の拳で窓ガラスをたたきながら、「てめえ、降りてこい。車を止めろ。」などと言っていた。しかし、甲が最初に車を発進させた場所から約250メートル車が進行した地点（甲が車を加速させるとともに蛇行運転を開始した地点から約200メートル進行した地点）で、甲が何回目かにハンドルを急激に左に切って左方向に車を進行させた際、乙は、手で自分の体を支えることができなくなり、車から落下して路上に転倒し、頭部を路面に強打した。その際の車の速度は、時速約50キロメートルに達していた。甲は、乙を車から振り落とした後、そのまま逃走した。

乙は、頭部を路面に強打した結果、頭蓋骨骨折及び脳挫傷等の大怪我を負い、目撃者の通報で臨場した救急車によって病院に搬送され、救命処置を受けて一命を取り留めたものの、意識は回復せず、将来意識を回復する見込みも低いと診断された。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

第 1 4 問

(事案)

1. 甲(35歳、男)は、ある夏の日の夜、A県B市内の繁華街の飲食店にいる友人を迎えに行くため、同繁華街周辺まで車を運転し、車道の左側端に同車を駐車した後、友人との待ち合わせ場所に向かって歩道を歩いていた。

その頃、乙(23歳、男)は、丙(22歳、男)と一緒に、二人で酒を飲むため、同繁華街で適当な居酒屋を探しながら歩いていたところ、歩道を対向して歩いてきた甲と肩が接触した。

甲は、乙と口論になり、興奮のあまり、乙の腹部を右手の拳で1回殴打し、さらに、腹部の痛みでしゃがみ込んだ乙の髪の毛をつかんだ上、その顔面を右膝で3回、立て続けに蹴った。これにより、乙は、前歯を2本折るとともに口の中から出血し、加療約1か月間を要する上顎左側中切歯・側切歯歯牙破折及び顔面打撲等の怪我をした。

丙は、乙が甲に殴られた上で膝で蹴られる場面を見ており、「助けてくれ。」という乙からの申し出に対して「分かった。」と返答し、甲に背後から近寄り、甲の後ろからその腰背部付近を右足で2回蹴った。

乙は、甲にやられた仕返しをしてやろうと思う一方で、甲が丙に殴りかかろうとしている様子を見て丙を助けなければならぬと思い、甲の頭部を右手の拳で2回殴打した。

甲は、乙及び丙による上記一連の暴行により、加療約2週間を要する頭部打撲及び腰背部打撲等の怪我をした。

2. 甲は、二人組の相手に前後から挟まれ、形勢が不利になった上、周囲に多数の通行人が集まり、騒ぎが大きくなってきたので、この場から逃れようと思い、全速力で走って逃げ出した。

乙は、「待て。逃げんのか。」などと怒鳴りながら、甲の5、6メートル後ろを走って追い掛けた。

丙は、乙が興奮すると何をするか分からないと知っていたので、逃げ出した甲を乙が追い掛けていくのを見て心配になり、少し遅れて二人を追い掛けた。

乙は、多数の通行人が見ている場所で甲からやられたことで面子を潰されたと思って逆上しており、甲を痛めつけてやらなければ気持ちがおさまらないと思い、走りながらズボンの後ろポケットに入れていた折り畳み式ナイフ(刃体の長さ約10センチメートル)を取り出し、ナイフの刃を立てて右手に持った。

乙の後方を走っていた丙は、乙がナイフを右手に持っているのを見て、乙が甲に対して大怪我をさせるのではないかなどと

不安になり、走りながら、「やめとけ。ナイフなんかしまえ。」と何度か叫んだ。

甲は、約300メートル離れた車道上に止めてあった自分の車の近くまで駆け寄り、車の鍵を取り出し、左手に持った鍵を運転席側ドアの鍵穴に差し込んだ。

乙は、甲に追い付き、その左手付近を目掛けてナイフで切りかかった。甲は左前腕部を切り付けられて左前腕部に加療約3週間を要する切創を負った。

その頃、甲と乙を追い掛けてきた丙は、乙が甲に切りかかったのを見て、乙を制止するため、乙の後ろから両肩をつかんで強く後方に引っ張り、乙を甲から引き離れた。

(設問)

乙及び丙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

第 15 問

(事案)

1. 乙(20歳、男性、身長180センチメートル、体重85キログラム)は、夜中の路上で、風貌が甲(28歳、男性、身長165センチメートル、体重60キログラム)と酷似する後輩の丙と勘違いし、甲に対し、「おい、こんな時間にどこに行くんだ。」と声を掛けた。これに対し、甲は、無言で立ち去ろうとした。これを見た乙は、丙に無視されたと思い込み、甲を追い掛け、「無視すんなよ。こら。」と威圧的に言い、上記路上から約30メートル先の路上において、甲の前に立ち塞がった。乙は、その時、甲が丙でないことに気付くとともに、暴力団員風で見慣れない人物であったことから、その行動を不審に思い、警察に110番通報をしようと考え、着衣のポケットからスマートフォンを取り出した。他方、甲は、乙が取り出したものがスタンガン(高電圧によって相手にショックを与える護身具)であると勘違いし、それまでの乙の態度から、直ちにスタンガンで攻撃され、火傷を負わされたり、意識を失わされたりするのではないかと思い込み、自己の身を守るため、乙に対し、とっさに拳でその顔面を1回殴ったところ、乙は、転倒して路面に頭部を強く打ち付け、急性硬膜下血腫の傷害を負い、そのまま意識を失った。なお、甲は、乙の態度を注視していれば、乙が取り出したものがスマートフォンであり、乙が直ちに自己に暴行を加える意思がないことを容易に認識することができた。
2. 甲は、乙が身動きせず、意識を失っていることを認識したが、乙に対する怒りから、乙に対し、足でその腹部を3回蹴り、乙に加療約1週間を要する腹部打撲の傷害を負わせた。
3. 乙は、同日、搬送先の病院において、前記急性硬膜下血腫により死亡したが、甲の足蹴り行為により死期が早まることはなかった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)



第 16 問

(事案)

甲は、Vを殺害することを決意し、勢いをつけるために大量の飲酒をしてから包丁を持って自宅を出たところ、V宅に向かう途中で飲酒酩酊による心神喪失の状態に陥ったが、そのままV宅に向かい、V宅に侵入した上でVを包丁で刺して殺害した。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(住居侵入罪及び特別法違反の点は除く。)



第 17 問

(事案)

甲は、居酒屋で飲酒した後、甲宅に帰宅したところ、交際中の V と口論になり、憤激し、台所から持ち出した包丁で V の右腰部を 1 回突き刺した（これを「第一行為」という。）。

さらに、甲は、殺意をもって、同包丁で V の腹部を三回突き刺し、V を死亡させた（これを「第二行為」という。）。

甲は、第一行為の直後、突然、飲酒酩酊による心神喪失状態に陥り、それ以降は心神喪失状態にあった。また、V の死因は第二行為のみにより形成されたものである。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。



第 18 問

(事案)

1. 甲は、Vに恨みを持っていたことから、設定した時間に発火し、その火を周囲の物に燃え移らせる装置（以下「本件発火装置」という。）を製作し、これを使ってV宅に放火することを計画した。
2. 甲は、深夜1時ころ、V宅内に侵入し、V宅内に本件発火装置を運び込んでV宅の1階の居間の木製の床板上に置き、同日午前9時に発火するように設定し、V宅を出た。
3. 同日午前7時ころ、目を覚まして1階に降りてきたVは、本件発火装置を発見し、直ちに消防署に連絡し、駆けつけた消防隊員により本件発火装置の設定が解除されたため、本件発火装置から火が出ることはなかった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の点は除く。）。



第 19 問

(事案)

甲は、Vを自動車事故による死亡に見せかけて殺害しようと考え、Vにクロロホルムを吸引させて失神させてから、Vを自動車に乗せて自動車で1時間ほどかかる人気のない港まで運び、自動車ごと海中に落としてVを溺死させるという計画を立てた。

その後、甲は、上記計画に従い、Vにクロロホルムを吸引させたところ、クロロホルムの過剰吸引によってVが死亡してしまった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)



## 第 20 問

(事案)

甲(35歳、女性)は、A市内のアパートにおいて、長女X(4歳)と2人で暮らしていた。

甲は、Xと共に、Bが店長を務める大型スーパーマーケットC店に入り、果物コーナーを歩いていた際、陳列棚に置かれていた1房3000円の高級ブドウを手にとってXに見せながら、「おいしそうなブドウだね。」などと話したが、高額であったことから、Xの眼前でそのまま陳列棚に戻した。その後、甲は、何も買わずに店を出たが、Xに上記ブドウを万引きさせて自分で食べようと考え、C店の前において、Xに対し、「さっきのブドウを持ってきて。ママはここで待っているから、1人で行ってきて。お金を払わずにこっそりとね。」と言った。それを聞いたXは、甲の指示に従うことを決め、「分かった。」と言って、甲から渡された買物袋を持って1人でC店に入っていった。

Xは、約10分間掛けて店内を探したが、果物コーナーの場所が分からず、そのまま何もとらずに店を出た。甲は、上記ブドウの入手を諦め、Xと共に帰宅した。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(建造物侵入罪及び特別法違反の点は除く。)



## 第 2 1 問

(事案)

甲は、友人 V と 2 人で居酒屋で酒を飲んでいて、V が酔っ払った勢いで V の預金口座のキャッシュカードの暗証番号を口にしていたことから、V がトイレに行くために席を立った際に、V の財布からキャッシュカードを抜き取った。

甲は、翌日、盗んだ V 名義の預金口座のキャッシュカードを持って、現金 50 万円を引き出すために、A 銀行 B 支店 (支店長 C) の ATM コーナーにおいて、現金自動預払機に上記キャッシュカードを挿入して暗証番号を入力したが、既に V の盗難届により同口座の取引の停止措置が講じられていたため、現金を引き出すことができなかった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (建造物侵入罪及び特別法違反の点は除く。)



## 第 2 2 問

(事案)

甲は、Vを殺害する意思で、Vの腹部を包丁で1回刺したところ、苦しんでいるVの姿を見て憐憫の情を抱き、やっぱりVを殺害するのはやめようと考え、直ちに救急車を呼び、Vを病院に連れて行った。

Vは、病院における医師らによる救命措置により、一命を取り留めた。

なお、甲がVを殺害するのをやめようと思った時点では、通行人などはおらず、また、包丁も刃こぼれなどしておらずこれを使ってVを殺害することは困難ではなかった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)



## 第 2 3 問

(事案)

1. 甲(男性・30歳)は、勤務先会社が倒産して失職し、新たな就職先も見付からず、生活費に窮していたところ、同じく失職中の友人の乙に対し、「このままでは家賃も払えないし、食べていけない。何か金を作る方法はないだろうか。泥棒でもするしかないかな。」などと話した。

乙は、3か月前までVが経営する会社に勤務していたが、Vがしばしば自宅で仕事をするため、売上金を届けるなどの用件でVの自宅に何度も行ったことがあり、Vが自宅の書斎にある机の引き出しの中に現金300万円くらいを入れているのを知っていたことから、「前に勤務していた会社の社長Vは、現金300万円くらいをいつも家に置いていた。」と言った。

甲は、それを聞いて、乙に対し、「それじゃあ、俺が入るから、Vの家の場所と現金の在りかを教えてくれ。300万円手に入れることができたなら、お前に100万円やる。」と言った。

乙は、Vの会社に勤務していた時の待遇に不満を持っていた上、乙自身も生活費に窮していたことから、甲が首尾よく現金を盗むことができれば自分もまとまった金を手に入れることができると思い、「分かった。明日Vの家を見に行こう。家の間取り図も作っておくよ。」と答え、さらに、「Vは一人暮らしだ。毎週月曜日には必ず会社に出勤するので、月曜日の日中Vは家にはいない。Vは月曜日の午前8時半ころ家を出るが、午前10時ころには通いの家政婦が来るので、やるんだったら月曜日の午前8時半から午前10時前までだ。トイレの窓にはいつも鍵が掛かっていないから、そこから家の中に入れると思う。書斎の机の引き出しには300万円くらいは入っているはずだ。」と説明した。

2. 同日夜、乙は、V宅の間取り図面を作成し、トイレの場所、書斎の場所やVがいつも現金を入れていた机の場所等を同図面に書き込んだ。

そして、翌日の昼間、乙は、自分の自動車に甲を乗せてV宅付近まで運転し、Vの自宅を指さして、甲に対し、「あれがVの家だ。」と教えるとともに、前記図面を甲に手渡した。

甲は、V宅付近が閑静な住宅街で、日中も人通りがほとんどなかったことから、トイレの窓からV宅に侵入してもだれにも見られないだろうと安心し、乙に対し、「今度の月曜日にやる。Vが家を出た後すぐに入るから、午前8時過ぎにVの家の近くに着けるように今度の月曜日の朝迎えに来てくれ。」と言った。乙は、これに対して、「分かった。」と答えた。

3. 翌週の月曜日、乙は、前記自動車を運転して甲方に行き、甲を同車に乗せて、V宅付近に向かい、午前8時過ぎころV宅付近に到着した。乙は、甲がV宅から出て来るまで付近道路に同車を停車させたまま待っていようと思い、甲に対し、「ここで待っているよ。」と言ったところ、甲は、乙が何度も同車でV宅を訪れた旨聞いていたことから、だれかに乙の自動車を見られるのは絶対に避けたいと考え、「お前は先に帰っていてくれ。車を見られたらまずい。」と言った。そこで、乙は、甲を同車から降ろした後、すぐに同車を運転してその場を去った。

4. 甲は、V宅付近でV宅玄関の様子をうかがっていたが、午前8時半ころ、Vが家を出たのを確認した後、V宅に向かい、前記図面に示されていたトイレの窓を探し、無施錠の同窓を開けて屋内に入った。そして、甲は、書斎に行き、机の引き出しを開けて現金300万円を見付け、これを着ていたジャンパーのポケットに入れて、V宅から出た。

翌日、甲は、乙と会い、V宅から盗んだ現金300万円のうち100万円を乙に手渡した。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

## 第 24 問

(事案)

1. 甲(男、40歳)は、V(男、45歳)から現金を奪うためにナイフを準備した上で、路上でVを待ち伏せし、Vに対し、その右足のふくらはぎ(以下「右ふくらはぎ」という。)をナイフで1回刺した上で、「金を出せ。」と申し向け、Vは、「言うとおりにしないと、更にひどい暴行を受けるかもしれない。」と考えて強い恐怖心を抱き、「分かりました。今渡します。」と答えた。
2. 乙(男、38歳)は、甲の後輩であり、たまたま甲とVの様子を路上で見かけたところ、甲が強盗するのを手伝おうという気持ちが生じるとともに、分け前がもらえるだろうと考え、甲に対し、「俺も手伝いますよ。」と言った。甲は、乙に対し、「俺は誰かが来ないように周囲を見張っているから、お前がVから金をもらってくれ。お前にも十分分け前はやる。」と言い、乙も、これを了解して「分かりました。」と言った。

乙は、Vがかばんから出した現金100万円入りの封筒を受け取り、これを甲に手渡した。甲は、封筒から現金20万円を取り出し、これを乙に手渡した。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)



## 第 25 問

(事案)

1. 甲は、金に困っていたことから、地元の後輩である乙に対して、「資産家であるVの自宅には金目のものがたくさんある。Vの自宅のトイレの窓には鍵がかかっていないから、お前がそこからV宅の中に入って、Vを脅して金目のものを奪ってこい。」と命令し、サバイバルナイフを手渡すとともに、事前に作成していたV宅のトイレの場所が書き込まれているV宅の間取り図を手渡した。

乙は、強盗まではやりたくないと思う一方で、地元の先輩である甲の命令を聞かなかったから後々面倒なことになるかもしれないと思い、悩んだ末に、V宅から金目のものを持ってきさえすれば問題はないからV宅に忍び込んでV宅から金目のものを盗んでこようと考え、甲に対して、「分かりました。やってきます。」と返事をした。

2. 翌日、乙は、V宅に向かい、V宅の間取り図に示されていたトイレの窓を探し、無施錠の同窓を開けて屋内に入った。その時、ちょうどVが出かけていたため、V宅には誰もいなかった。乙は、V宅の書斎まで進んだところ、そこにある机の引き出しを開けると現金300万円を見つけたため、これを着ていたジャンパーのポケットに入れて、V宅から出た。

乙は、甲に対して、V宅から盗んだ現金300万円を手渡した。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(住居侵入罪、盗品等に関する罪及び特別法違反の点は除く。)



## 第 26 問

(事案)

甲と乙は、お互いにVに対して恨みを持っていたことから、Vを呼び出して暴行を加えることについて話し合っていた。

甲は、当初からVを殺害するつもりであったが、そこまでは乙には話しておらず、乙は、さすがに甲も殺害までやらないだろうと考えており暴行によりVに傷害を加えることまでしか想定していなかった。

甲は、Vを殺害する認識を有しながら、乙に対して、「じゃあ、明日の夜、A埠頭にVを呼び出して、鉄パイプかなんかでVを痛めつけてやろう。お前も何かドッグを持って来いよ。」と言い、乙は「分かった。じゃあ明日。」と返事をした。

甲と乙は、A埠頭においてそれぞれ鉄パイプを準備した上で集合し、Vを呼び出した。その後、VがA埠頭に来てから、乙は、鉄パイプでVの足を強打し、甲は、殺意を持って鉄パイプでVの後頭部を強打したところ、甲の当該暴行を原因としてVが死亡した。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(凶器準備集合罪及び特別法違反の点は除く。)



## 第 27 問

(事案)

甲と乙は、お互いにVに対して恨みを持っていたことから、暴行により傷害を加えるつもりで、A埠頭にVを呼び出して鉄パイプなどでVに暴行を加えて傷害を負わせることについて合意をした。

甲と乙は、A埠頭においてそれぞれ鉄パイプを準備した上で集合し、Vを呼び出した。その後、VがA埠頭に来てから、甲と乙は、鉄パイプでVの腕や背中を殴打し、これによりVが腕や背中を負傷した。

甲は、怯むことなく反抗的な態度をとり続けるVに対して激怒し、殺意を抱くに至り、鉄パイプでVの後頭部を強打したところ、これを原因としてVが死亡した。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(凶器準備集合罪及び特別法違反の点は除く。)



## 第 28 問

(事案)

甲と乙は、V宅に侵入して金目のものを強取することについて合意した上で、甲がV宅の窓から先に侵入して内側から玄関ドアの施錠を外して乙の侵入口を確保し、乙が玄関からV宅に侵入した。

その直後、甲は、急遽、犯行の発覚が恐くなり、乙に対して「俺は先に帰る。捕まるのが怖い。」と一方的に伝えただけで、格別それ以降の犯行を防止する措置を講ずることなく、V宅を後にした。

その後、乙は、V宅に侵入した以上、何か金目のものを持って帰りたいとの思いから、1人で犯行を継続することにし、リビングに向かい、そこに1人でいたVに対して殴る蹴るなどの暴行を加えて反抗を抑圧した上で、Vが左腕に付けていた高級腕時計(100万円相当)を奪った。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)



## 第 29 問

(事案)

甲は、乙から「金に困っている。このままでは生活ができない。」と相談を受けたところ、「資産家である V の自宅には金目のものがあるはずだから、V 宅に侵入して盗んできてはどうか。」と提案したところ、乙は、犯行を決意して、V 宅の窓からその中に侵入して、V 宅内にあった V 所有の高級腕時計（100 万円相当）を持って V 宅から出た。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。



### 第 30 問

(事案)

1. 甲(23歳、女性)は、乙(24歳、男性)と結婚し、某年3月1日(以下「某年」は省略する。)、乙との間に長男Vを出産し、その後間もなく、乙と離婚し、6月1日頃から、甲方において丙と結婚をしないで同棲している。
2. 甲と丙は、Vの育児のことで意見が対立するようになり、口喧嘩をすることが多かった。
3. 甲は、「このままVがいれば、丙との関係が保てなくなるのではないか。」と不安になり、思い悩んだ末、6月末頃、丙に気付かれないようにVを殺害することを決意した。Vは、容易に入手できる安価な市販の乳児用ミルクに対してはアレルギーがあり、母乳しか飲むことができなかつたところ、甲は、「Vに授乳しなければ、数日で死亡するだろう。」と考え、7月1日朝の授乳を最後に、Vに授乳や水分補給(以下「授乳等」という。)を一切しなくなった。

このときまで、甲は、2時間ないし3時間おきにVに授乳し、Vは、順調に成育し、体重や栄養状態は標準的であり、特段の疾患や障害もなかった。通常、Vのような生後4か月の健康な乳児に授乳等を一切しなくなった場合、その時点から、①約24時間を超えると、脱水症状や体力消耗による生命の危険が生じ、②約48時間後までは、授乳等を再開すれば快復するものの、授乳等を再開しなければ生命の危険が次第に高まり、③約48時間を超えると、病院で適切な治療を受けさせない限り救命することが不可能となり、④約72時間を超えると、病院で適切な治療を受けさせても救命することが不可能となるとされている。

4. 7月2日昼前には、Vに脱水症状や体力消耗による生命の危険が生じた。丙は、その頃、Vが頻繁に泣きながら手足をばたつかせるなどしているのに、甲が全くVに授乳等をしないことに気が付き、甲の意図を察知した。しかし、丙は、「Vが死んでしまえば、夜泣きに悩まされずに済む。Vは自分の子でもないし、普通のミルクにはアレルギーがあるから、俺がミルクを与えるわけにもいかない。Vに授乳しないのは甲の責任だから、このままにしておこう。」と考え、このままではVが確実に死亡することになると思いながら、甲に対し、Vに授乳等をするように言うなどの措置は何ら講じず、見て見ぬふりをした。

甲は、丙が何も言わないことから、「丙は、私の意図に気付いていないに違いない。Vが死んでも、何らかの病気で死んだと思うだろう。丙が気付いて何か言ってきたら、Vを殺すことは

諦めるしかないが、丙が何か言ってくるまではこのままにしていよう。」と考え、引き続き、Vに授乳等をしなかった。

5. 7月3日昼には、Vの脱水症状や体力消耗は深刻なものとなり、病院で適切な治療を受けさせない限り救命することが不可能な状態となった。同日昼過ぎ、丙は、甲が買物に出掛けている間に、Vを溺愛している甲の母親から電話を受け、同日夕方にVの顔を見たいので甲方を訪問したいと言われた。Vは、同日夕方に病院に連れて行って適切な治療を受けさせれば、いまだ救命可能な状態にあったが、丙は、「甲の母親は、Vの衰弱した姿を見れば、必ず病院に連れて行く。そうなれば、Vが助かってしまう。」と考え、甲の母親に対し、甲らと出掛ける予定がないのに、「あいにく、今日は、これからみんなでお出かけ、帰りも遅くなるので、またの機会にしてください。」などと嘘をつき、甲の母親は、やむなく、その日の甲方訪問を断念した。
6. 7月4日夜、Vは脱水症状や体力消耗がより一層深刻になったことにより死亡した。

(設問)

甲及び丙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)